

「学校いじめ防止基本方針」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（千葉県いじめ防止対策推進条例 第二条 一）

本校のいじめ防止基本方針は、いじめ問題への対策を、学校および保護者の協力の下、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等を、より実効的なものにするため、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等のための取り組みを定めるものである。

本校の基本方針に沿った対策を実現するため、学校・保護者・地域社会にいじめに対する意識改革を促し、いじめの問題への正しい理解を広めるとともに、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の対応能力の向上及び対応時間を確保し、その実現状況や取り組みの実施状況について継続して検証するものとする。

1 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。これは、私たち東金高校全職員の認識であり、全生徒が直面する喫緊の課題でもある。そこで、全職員は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な自主的活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめ防止対策に積極的に取り組んで行くこととする。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることについて、正しく認識できるようにする。

加えて、いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭その他との連携の下、いじめ問題を解決することを目指して行うこととする。

2 学校いじめ防止対策組織

東金高校いじめ防止対策委員会を設置し、いじめ発生の際は緊急対応会議を開き、その調査・確認のために生徒指導主事と当該学年が中心となって、事案の内容により、迅速・柔軟に対応する。

また、いじめ防止対策委員会を学期に1回開催する。

<構成員>（協議や対応する内容に応じて柔軟に対応する）

校長，教頭(2)，生徒指導主事，学年主任(3)，生徒指導部担当職員(3)，養護教諭，保健厚生部職員(1)，スクールカウンセラー，保護者代表(P T A会長又は生活委員長)，開かれた学校づくり委員，生徒会代表(顧問)

3 いじめの未然防止

いじめ問題は未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒、どの学級、どの学年、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、生徒同士の、ひいては教員と生徒の好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない学校」づくりに励む。そして、生徒・保護者の意識に鑑み、様々な角度からいじめの未然防止に取り組むこととする。

- (1) 生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、生徒と場を共有する。その上で、教育活動を通して生徒の具体的な目標や課題を設定し、生徒と教職員がともに努力するなど、本来の学校の機能を充実させ、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることに努める。
- (2) 生徒の個々の状況や学級・学年の状況を把握したうえで、いじめ問題への具体的指導計画を立てる。そのために、生徒及び保護者へのいじめ調査を実施する。また、配慮を要する生徒の進級に際しては、教職員間での適切な情報交換に基づく引き継ぎを慎重に行う。
- (3) 生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒に対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に「自己存在感」や充実感を与え、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。また、職員は職員研修の実施や職員会議での確認を通じて生徒の実情を細かに把握できるようにする。
- (4) 生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動や安易な体罰的行為が、子どもを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良き手本となり、慕われ、信頼されることが求められる。
- (5) 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくために、教職員の協力協同体制を構築し、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気を醸成する。
- (6) 入念な教材研究に基づく「わかりやすい授業」を実践することをはじめ、学校生活のあらゆる場面において、生徒が他者と関わる「自発的な」機会を工夫するため、生徒会でのポスター掲示や標語募集活動などを行い、その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員による子どもへの温かい声かけが、「認められた」との「自己存在感」につながり、生徒の成長へとつながる。

- (7) いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させるために人権教育を充実させる。また、「いじめや暴力行為（児童虐待、ドメスティック・バイオレンスを含む）等、人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるために千葉県教育委員会主催の「いのちを大切にするキャンペーン」を活用する。さらに、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、いじめの背景として、クラスや部活動などの集団が、友人関係等における不和・不仲や過度の競争意識などにより、ストレスを高める状態に陥っていないかを留意し、勝利至上主義的な部活動、進路指導はしないようにする。
- (8) 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対処するため、道徳の授業を充実させる。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳の授業は、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討し、実施することとする。また、授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- (9) 職員は、インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。この一環として、生徒には、インターネットやスマートフォン等についての生徒向け研修集会を開き、さらに、LHR等を活用し、スマートフォン等の利用に関するルールを生徒自らが議論し、決定させる。また、保護者への働きかけとして、開かれた学校づくり委員会やPTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、学年だより・学級通信等による保護者への情報伝達を積極的に行い、いじめのサインに敏感になってもらうために、いつもとちがう子どもの変化に気づいたら、すぐに学級担任に申し出るよう呼びかける。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが必要である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携していじめを見逃さないことが重要である。

- (1) 教職員がいじめに気づく力を高めるために、一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。人権感覚を磨き、生徒を守るという姿勢を持つ。
- (2) 集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の内を敏感に感じとれるようにするため、カウンセリング・マインドを高める。

- (3) 教科担当制を取る高等学校では、担任以外の教職員によるいじめの発見が多いことから、教職員の情報共有のあり方が大切になる。また、本人や保護者からの訴えがあったときは、迅速かつ、適切な対応が重要になる。
- (4) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。例えば、無視したり、スマートフォンでのLINE等、客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。また、遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。
- (5) いじめられている生徒には、親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても教員は信用できない、訴えたらその仕返しが怖いなどの心理が働くため、いじめられている本人からの訴えは少ない。
- (6) ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「最近スマートフォンをいじらなくなっている」等の兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう周知しておく。
- (7) 早期発見のための手だてとしては、日々の観察が重要である。休み時間や昼休み、放課後の清掃・雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。
- (8) 課題を抱える生徒が、中学校でどのように過ごしてきたのか等を生徒指導主事が中学校との連携により情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。
- (9) いじめ実態調査アンケートを各学期途中で1回以上実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に配慮して実施する。

5 いじめの相談・通報

- (1) 日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。
- (2) 「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせ、スクールカウンセラーの来校日を知らせる掲示をする。さらに、自宅にいても、相談に乗ってもらえる機関として、子供と親のサポートセンターの「24時間いじめ電話相談」・児童相談所・千葉県警少年センター等の外部機関の存在を紹介する。
- (3) いじめについて、生徒が相談しやすい環境づくりをすすめる。生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長され

たりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければならない。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

●いじめ認知時の連絡系統

日常の観察・アンケート・教育相談・周囲の生徒の訴え等の情報
⇒情報を得た教職員⇒担任・学年主任等⇒生徒指導主事⇒教頭⇒校長

●校内対応（担任、学年主任、生徒指導主事 その他職員）

事実確認・事情聴取⇒学年会議⇒生徒指導委員会⇒教頭・校長⇒職員会議
⇒保護者連絡・召喚

※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に、加害者、被害者の人権に配慮しつつ対応する。

※ いじめの解決には、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に協議し、慎重に対応することが必要である。

※ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

7 指導

(1) いじめられた生徒に対して

ア 事実確認とともに、まず、辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

イ 学校が最後まで守り抜くことと、必ず解決できる希望が持てることを伝える。

ウ 自信を持たせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

エ 被害生徒の意向に沿って、登下校時間をずらすなどの配慮をし、状況によっては教室に教員を複数配置し、ケアに努める。また必要に応じて外部機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒の保護者に対して

- ア 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に事実関係を伝え、誠実に対応する。
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ウ 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- オ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- カ 調査終了後、結果を学校が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。

(3) いじめた生徒に対して

- ア いじめた気持ちや状況等について十分に話を聞き、当該生徒を取り巻く背景にも目を向け指導する。
- イ 毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ウ いじめが人として許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- エ 聴取時間は授業時間を超えることのないよう配慮し、適切な休憩時間を取る。また、聴取は必ず複数の教員で行うこととし、一方は記録を手書きで取り、必ず、デジタルデータ化する。ともに保存期間は3年とする。

(4) いじめた生徒の保護者に対して

- ア 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを誠実に伝える。
- イ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での話し合いを依頼する。
- ウ 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。
- エ 加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。

(5) 周りの生徒に対して

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する当事者への転換を促す。
- イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

エ いじめが許されない行為であると訴えることは、正義感に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

オ いじめに関する報道や、体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分の問題として認識させる。

(6) 事前指導

入学許可候補者説明会でいじめに対しての学校の取り組みを伝え、周知する。また、スマートフォンの使い方等についても、保護者を交えて、使い方によってはいじめにつながる危険性があることを、強く伝える。特別指導についても言及する。

8 重大事態への対処

重大事態とは…

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間30日を目安とする
- 一定期間、連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する

重大事態認知時の連絡系統（緊急時には臨機応変に対応する）

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主事⇒教頭⇒校長⇒学校安全保健課

●重大事態と認められる場合、学校は、設置者により以下の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。

（いじめの重大事態を認知した場合の報告） 県立学校→県教育委員会→県知事

※文書による報告は、県立学校管理規則にある事故報告書の様式による。

●暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合⇒東金警察生活安全課(0475-54-0110)

※いじめを受けた生徒及びその保護者に対し事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

9 公表、点検、評価

(1) この「いじめ防止基本方針」は本校公式ホームページで公表することとする。なお、内容は、千葉県いじめ防止基本方針に改善のための見直しが実施された場合、再点検し、必要に応じて修正する。

(2) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを、学校評価アンケートの一項目の中で、保護者、生徒、職員の各セクションで評価するものとする。

